

平成 25 年 11 月 8 日
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 桑 折 町
 浪 江 町
 復 興 庁

桑折町における浪江町民向け復興公営住宅の整備について

桑折町と浪江町は、「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」を締結し、浪江町民向けの復興公営住宅の整備を進めており、今般、福島県、桑折町、浪江町、復興庁による協議において、その整備について確認。

1. 整備に至る経緯

- ・東日本大震災に伴う浪江町をはじめ相双地区からの避難者受け入れのため、福島蚕糸跡地に応急仮設住宅建設 286 戸の整備を決定し、平成 23 年 4 月 21 日から入居を開始。
- ・平成 23 年 9 月 1 日、桑折町と浪江町は、浪江町から桑折町への避難者に対する支援等について必要な事項を定めた「東日本大震災に伴う浪江町避難者の支援等に関する協定書」を締結。
- ・平成 25 年 2 月 13 日には、浪江町から桑折町への避難者の生活再建を図るため、両自治体が相互に協力して復興公営住宅を整備するための基本的な事項を定めた「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」を締結。
- ・この協定は、桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」と浪江町復興計画に基づき、浪江町からの避難者の居住の用に供する復興公営住宅の整備について定めたもの。
- ・この協定に基づき、地震による被害を受けた桑折町民向けの災害公営住宅と同じ敷地に、桑折町が、浪江町からの避難者向けの復興公営住宅の整備を実施。

2. 復興公営住宅を中心とした取組

(1) 復興公営住宅

- ・桑折町における復興公営住宅については、「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき、64 戸を整備。

【復興公営住宅の整備】

所在地	整備主体	住居形態	戸数	入居開始
桑折町字東段 (桑折駅前団地)	桑折町	木造戸建て	25 戸	H27.6
			39 戸	H29.4
合計			64 戸	

- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のための施設を整備。

- ・浪江町の役場機能については、桑折町役場内に桑折出張所（平成 29 年 3 月閉鎖）を設置。
- ・復興公営住宅以外の関連基盤施設については、桑折町の既存施設を利用。

(2) 関連基盤

<道路整備>

- ・東段地区の復興公営住宅整備に伴い、町道 2001 号線外 2 路線の道路改良等を実施。

<避難者支援事業等>

- ・復興公営住宅の整備に伴い、隣接地に入居者及び近隣住民が交流する憩いの場や災害時に一時避難場所として利用できるコミュニティ広場の整備を実施。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅の入居者同士や、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
桑折町字東段（桑折駅前団地）	H28.1～
	H29.3～

【コミュニティ交流員の配置(予定)人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	5 名	14 名	21 名	21 名

※桑折町、福島市、二本松市、川俣町は、福島拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を发出。
- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、浪江町においては、平成 25 年 3 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日	市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川俣町	H25.2.12～	富岡町	H25.4.1～	双葉町	H25.2.1～
田村市	H25.2.15～	広野町	H25.2.15～	川内村	H25.4.1～	浪江町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	檜葉町	H25.4.1～	大熊町	H25.3.1～	葛尾村	H25.2.1～
						飯館村	H25.2.15～

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。

(参考) 避難者の受け入れ状況 (平成 25 年 10 月 24 時点)

- ・桑折町において、桑折町字東段地内(福島蚕糸跡)に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 420 人が生活。
 - ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 380 人、南相馬市と飯舘村がそれぞれ約 20 人。
- ※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅(建設分)の状況】 【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
浪江町	東段(桑折駅前)	286
計		286

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

市町村	入居戸数	市町村	入居戸数
南相馬市	9	大熊町	1
川俣町	2	双葉町	3
楢葉町	1	浪江町	13
富岡町	1	飯舘村	5
計			35